

水道・下水道使用水量及び料金のお知らせ

水道： 登録番号
下水道： 登録番号

使用期間
(前回～今回検計日)

通知書番号 (通帳番号) メーター番号 (口径)

設置場所

使用者 (納付義務者) 様

※設置場所・使用者の情報の一部を割愛して表示する場合があります。

	水道	下水道
今回指針		
前回指針		
旧メーター水量		
加減・減免水量		
今回使用水量		
料 金 (請求額)(税別)		
メーター使用料(請求額)(税別)		
請求予定額(税別)		
(内 消費税額(10%対象))	()	()
納期限(口座振替日)		

この用紙では料金のお支払いができません。

請求予定額合計

連絡事項 (検計員)

口座振替済のお知らせ

水道： 登録番号
下水道： 登録番号

通知書番号

使用期間

	水道	下水道
口座振替日		
口座振替額(請求額)(税別)		
(内 消費税額(10%対象))	()	()
本表の金額をご指定の口座から振替しました。	口座振替額合計	

瑞穂市役所 上下水道課 (農商庁舎)
電話 (058) 327-2113

(受付時間 土・日・祝日以外の日で8:30~17:15までの間)

使用者の皆様へ

- ・口座振替の方は、奇数月の月末（休日の場合は翌営業日）に引き落としとなります。
- ・口座振替の依頼をされていない方は、奇数月の20日頃納付書を送ります。
- ・口座振替の依頼は、至極簡便で手続きしてください。
- ・納付されないときは、給水を停止する場合があります。
- ・転出、転居及び死亡等により、上下水道の使用を開始又は中止、使用者及び所有者に変更が生じた場合は、市役所まで手続きしてください。
- ・道路上における漏水を発見した場合は、至急市役所までご連絡ください。
- ・この通知書に不届があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市役所に対して、書面請求をすることができます。また、この処分の決定の取消しを求める訴えは、前記の書面請求に係る解決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の書面請求に対する解決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①書面請求があった日から3か月を経過しても解決がないとき、②処分、処分の執行または手続きの執行により生ずる害しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他解決を管ないことにつき正当な理由があるときは、解決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます（下水道等使用料のみが対象です。）。

検計にご協力を

- ・メーターボックスの上に物を置かないように。
- ・犬などを放し置かないように。

漏水していませんか？

- ・前日と比較して急に水量が増えたような時は、地下や床下などで漏水していることがあります。
- ・そのような時は次のようにして調べてください。
- ・家庭内の蛇口を全部閉めてメーター内のパイロット（緑色の風車）が回っていると漏水の可能性があります。



- ・給水装置等の新設、増設、撤去及び修理につきましては市指定給水設備工事業者で行ってください。
- ・修理完了後は、市役所までご連絡ください。
- ・排水設備等の新設、増設及び修理は排水設備指定工事店で行ってください。

料金種別 (2ヶ月)	基本料金	超過料金 (基本水量を超過する1m ³ につき)	
水道料金	基本水量	1m ³ ～40m ³ 980円	
	20m ³ まで	41m ³ ～100m ³ 1,100円	
	101m ³ ～	12,100円	
下水道使用料	基本水量	1m ³ ～40m ³ 16,300円	
	20m ³ まで	41m ³ ～100m ³ 17,800円	
	101m ³ ～180m ³	18,700円	
		181m ³ ～	19,600円
メーター使用料	13mm	1100円	
	20・25mm	2640円	
	30mm	4100円	
		40mm	5600円
		65～100mm	9,800円

上記の金額には、消費税及び地方消費税が含まれています。